## 「教育におけるアカウンタビリティ」概念の構造と構成要素に関する一考察

# A Study on the Structure and Elements of the Concept of "Accountability in Education"

平 田 淳\*
Jun Hirata\*

## 要旨

現行教育改革の多くの施策が、「教育(学校)のアカウンタビリティを高める(果たす)」ことを、その目的の一つとしている。しかし、アカウンタビリティという概念は複雑であり、その概念の構成要素を精緻に整理することなく、改革が進行しているというのが現状である。アカウンタビリティという概念は、「いつアカウンタビリティを果たすのか(when)」、「どの程度のアカウンタビリティを負うのか(what level)」、「誰がアカウンタビリティを負うのか(who holds)」、「誰に対してアカウンタビリティを負うのか(to whom)」、「何に関してアカウンタビリティを負うのか(for what)」、「どのようにしてアカウンタビリティを果たすのか(how)」という5W1Hから構成される。実際の改革を行っていく際には、どの施策がどういった内容のアカウンタビリティを果たすために実施されるのか、換言すればその目的と手段の関係を明確化したうえで、意識的に進められる必要がある。

キーワード:アカウンタビリティ、教育改革

#### 1. 課題の設定

これまで日本内外における多くの論者が指摘しているように、近年、特に英語圏先進諸国で実施されている教育改革における主要な協議事項の一つとして、「どのようにして学校のアカウンタビリティを高めていくのか(果たしていくのか)」という課題がある。リースウッド&アール(Leithwood & Earl, 2002)は、こういった国際的潮流はいわゆる「新右翼(New Rights)」的イデオロギーに影響されたものであると指摘しているが、この傾向は日本にも該当するだろう。即ち、特に臨時教育審議会以降、いわゆる「新自由主義的」といわれる教育改革の中で、学校選択制度や学校評価、教員評価の導入などを通して、「学校のアカウンタビリティを果たしていく」ことの重要性が、その中心的論点として設定されているのである。

多くの論者が指摘していることではあるが、まずは「アカウンタビリティ」の語源について簡単に触れておく。ワグナー(Wagner, 1989)は、*The Oxford Universal Dictionary on Historical Principles* (Oxford University Press, 1955, p.12)を参照して、アカウンタビリティあるいはその形容詞である「アカウンタブ

ル (accountable)」の語源が "account" という動詞に 求められると指摘する。つまり、アカウンタビリティ という言葉は、そもそもは「数える、合算する、計 算する (to reckon, count, count up or calculate)」を意 味していたのであり、それが1600年代に入り、「説明 を与える、説明する、答える (to render an account of, to explain and to answer for)」を意味するようになっ たということである。そしてそこで、「誰かの旅行 やある出来事について説明を与えること(providing an account of one's trip or an incident)」のように、「報 告 (report)」や「記述 (description)」の意味が付与 されるようになった。そしてそれが、「誰かの行為に 関する説明の記述 (a statement of explanation of one's conduct)」、「理由や原因、根拠、動機などに関する記 述や説明 (a statement or explanation of reasons, causes, grounds, or motives)」ということを意味するようにな り、その形容詞形であるアカウンタブルが「説明をす る義務を負う」あるいは「説明しなければならない」 という意味を包含するようになった。そしてそこから、 「授受された金銭の説明」あるいは「そのような取引 の報告」という意味にまで発展してきた、ということ

<sup>\*</sup>弘前大学教育学部学校教育講座

である。そしてそれは、銀行口座を「バンク・アカウント(bank account)」といい、会計士を「アカウンタント(accountant)」という現在の「アカウント」の一般的な使用法につながるものとなっている。

このように「アカウンタビリティ」の語源は、経 済・会計用語としてのそれに求められるのが一般的な 理解であり、そのため日本でも主に会計学の世界でア カウンタビリティが「会計責任」という訳語とともに 使われてきた(碓氷、2001)。そしてそれが、政府・ 行政の責任を問う言葉として公的領域の諸活動につい てその是非や有効性・適切性を問う概念として幅広く 用いられるようになり、それが公教育にも適用される ようになってきたとするのが、一般的な理解だろう。 他方、マン (Mann, 1991;藤田、2000) によると、イ ギリスでは、政府が学校に資金援助をするようになっ た19世紀半ばには、学校査察制度を通じて、援助資金 が有効に使われているかどうかが生徒の学力や規律と の関連で点検されるようになった。そして藤田(2000) は、アカウンタビリティという言葉が使われていたわ けではないが、日本でも明治期から各学校は当局に対 して教育活動や会計や生徒の成績・健康について報告 することを義務づけられており、その意味でアカウン タビリティという考え方は決して新しいものではない、 と指摘している。

1980年代以降になると、当局よりも親や受益者の役割が強調されるようになり、学校は親の期待や関心を満たすものとして有効に機能しているか、費用に見合う価値が提供されているか、といった側面が重視されるようになった。そしてこの傾向は、いわゆる消費者主義や納税者意識の発展と関連している(Mann,1991;藤田、2000)。こういった傾向の中で、藤田(2000)は、日本における現行教育改革においては、アカウンタビリティという言葉は改革遂行の準拠枠に祭り上げられ、公教育の問い直しと再構造化のためのレトリックとして使われているとして、次のように述べている。

近年の傾向は、アカウンタビリティの要素として親の役割・関心を重視することにより、小中学校段階の教育に対しても差異的便益を期待することを当然視し、その私財化を正当化するようになってきた。むろん、それは公立学校の教育に対して様々な不満があるからだが、重要な点は、その不満がたとえエリート主義的・利己主義的な関心に根ざすものであっても、アカウンタビリティという概念によって、そうした関心が正当化されるという状況が出現していることである。つまり、こんにちアカ

ウンタビリティという概念は、消費者・受益者・納税者 の多様な私的関心とそれに根ざす公的サービスへの差異 的要求を正当化する機能を担い始めているということで ある(246頁)。

その上で、この「アカウンタビリティ」という概念は、問題の因果関係や改革プログラムの有効性を問うことなく、それを正当化する力をもっている、ということを指摘している(藤田、2000)。

他方、そもそもアカウンタビリティという概念が発 展してきた会計学を専門領域としている碓氷(2001) は、「会計責任」としてのアカウンタビリティは、ア カウンタビリティ概念の一部を構成しているに過ぎず、 元来アカウンタビリティとは権力・権限関係の構図の 中で適用される概念であるとする。そして「アカウン タビリティとは、力の付与または力の行使に関して課 された責任を果たしたかどうかを説明する責任」(4 頁)であると定義し、これをあらゆる力との関係から 生じる概念であると主張する。その上で、アカウンタ ビリティは民主主義、即ち平等と自由との関係から生 じたもので、力の関係から、力の差や影響を真になく すために考えられた人類の歴史的所産であり、最高の 智慧であるとしている。つまり、アカウンタビリティ とは、力を与えられた者が、力を与えた者に対して果 たさなければならない説明の義務であり、力を行使し た者がその力の行使によって影響を受ける者に対して 果たさなければならない説明の義務であるというので ある。換言すれば、「民主主義の根幹にかかわるもの」 (12頁) としてアカウンタビリティを捉えている。

つまり、藤田が言うとおり、アカウンタビリティという概念は現実としては新自由主義的な教育改革の旗印として使われ、そこでは公教育の私事化が進み、それは親の経済力・文化資本の違いによる子どもの学力格差や、地域間格差などの拡大を招いているとの批判があるが、そのそもそもの含意はそれに限定されるものではなく、ゆえに例えば「真の意味での平等の確立」など、他の含意を有するアカウンタビリティ概念も存在し、そのようなアカウンタビリティ概念に基づく政策は、改革を別の方向に導く可能性もあるということになる。

このような「アカウンタビリティ」という概念を取り巻く複雑な状況は、これを日本語に訳す場合、様々な訳語が当てられていることからも分かる。即ち、最も一般的な訳語としては「説明責任」が挙げられるが、論者によってはこれを「結果責任」「経営責任」「会計

責任」あるいは「応答責任」と訳し、意図的に「説明 責任」との差異化を図っているように見える。つまり、 「アカウンタビリティ」という言葉は、論者がどのよ うな訳語を当てるかによってその意味するところが異 なってくるということがいえるだろう。他方、これら 論者はみな、それは「アカウンタビリティ」を意味し ているという。そのため、「アカウンタビリティとは 一体何を意味するのか」ということが、「アカウンタ ビリティ」という言葉が広まるのに反比例するかのよ うに、ますます分かりにくくなってきているように思 われる。つまり、アカウンタビリティとは非常に多様 な意味合いを含みこむものであり、それゆえにある文 脈に特有の意味を付与された「アカウンタビリティ」 という言葉が、その他の文脈で用いられた「アカウン タビリティ」という言葉と必ずしも同様の意味を付与 されているわけではなく、その概念そのものが持つ含 意の多様性ゆえに曖昧なものとなってしまうことにな る。そして沖(2002)が指摘するように、「アカウン タビリティ」という概念が、その内包する多様な意味 合いに対する明確な認識を欠いたまま「教育」という 一つの分野に導入されてきているのであり、そのこと によってその意味するところはますます不明確なもの となっている。しかし、現行教育改革は、間違いなく この「アカウンタビリティ」を一つの主要な視点とし て進められているのである。

本稿の目的は、このように多様な訳語が当てられ、 そのため多様な意味が付与されている「アカウンタビリティ」という概念を、特に教育という文脈の中で分類整理し、明らかにすることである。特に「アカウンタビリティ」という概念を構成する諸要素を明確にし、 その相互関係を明らかにすることによって、「教育におけるアカウンタビリティ」概念の構造を明らかにすることに焦って、

## 2. アカウンタビリティを構成する諸要素

ここでは、先行研究から得られた、「アカウンタビリティ」を構成する諸要素について検討する。先行研究からは、アカウンタビリティという概念は大要 5 W 1 H から構成されるという知見が得られた。即ち、「いつアカウンタビリティを果たすのか(when)」、「どの程度のアカウンタビリティを負うのか(what level)」、「誰がアカウンタビリティを負うのか(who holds)」、「誰に対してアカウンタビリティを負うのか(to whom)」、「何に関してアカウンタビリティを負うのか(for what)」、「どのようにしてアカウンタビリ

ティを果たすのか (how)」である。

## (1) いつアカウンタビリティを果たすのか?

この視点は、「アカウンタビリティ」という言葉を どのように訳すかという問題と密接に関連する。上述 したとおり、アカウンタビリティには、「説明責任」 の他、「経営責任」、「結果責任」、「応答責任」、「会計 責任」など、様々な訳語が当てられており、そこでの 含意はどの訳語を当てるのかによって変わってくる。 例えば水本(2000)は、まずアカウンタビリティに 「説明責任」という訳語を当てることについて、「『説 明責任』という言い方は、何をするにしてもとりあえ ず相手に説明しておけばよいのだというきわめて無責 任なニュアンスを感じさせる」(59頁)と批判した上 で、これを組織活動の成果に関する経営的責任を意味 するものとして、「結果責任」あるいは「経営責任」 と訳した方がいい、と主張する。そしてそこでのア カウンタビリティとは、組織活動の成果(アウトプッ ト)について責任を負うのであり、活動の意図やプロ セスではない、としている。つまり、例えば子どもの 学力向上に関連させて言えば、学力テストなどで子ど もの学力の到達目標をあらかじめ設定し、その目標を 達成できたかどうかの成果を「アカウンタビリティを 果たしているか」の指標にするということであり、ま た教員評価に関連させていえば、これも能力向上の到 達目標をあらかじめ設定し、その目標を達成できたか どうかでアカウンタビリティを測ることになる。つま り、成果主義・業績主義の導入1)であり、「結果に基 礎をおいた評価 (outcome-based assessment)」を意味 することになる。確かに教育の世界にも成果主義を導 入しようというのは、現行改革の流れではある。しか し「プロセスは問わない」ということは、教員が様々 な取組みを通して子どもの学力向上を目指していたに しても、結果がでなかったらその日々の努力に関係な く責任を問われるということになる。子どもの学力形 成には、教員の力量以外に保護者の文化資本や社会経 済的地位が大きく影響しているということは、苅谷・ 志水の研究(2002)により明らかにされているが、成 果主義的アカウンタビリティを採用するとなると、子 どもの学力が上がらないことについての責任を、子ど もの学力を構成する様々な要素を考慮することなく、 学校に一方的に押し付けることになる可能性がでてく る。また、水本(2000) も指摘するように、教育活動 の成果とは何かについては明確な答えがあるわけでも ないため、何をもって目標を達成したといえるのかは 定かではない。そのため、成果を重視することは一定 の説得力をもつが、あまりに成果に特化させてアカウンタビリティを捉えることは、かえって問題の所在を 不明確なものとしてしまう恐れがある。

とはいえ、アカウンタビリティの概念はこれまで歴 史的に発展し、現在では成果主義的な意味合いを含み こむようになったことも事実である。たとえば、山谷 (1997) は次のように説明している。

いまや古典的となった概念区分では、アカウンタビリティは3種類に分類される。すなわち公的支出の合規性 (regularity)を問題にする「財政上のアカウンタビリティ」(fiscal accountability)、そして2番目に、行政活動が行われるときに従うべき手続や手順、マニュアルへの適合性を問う「プロセス・アカウンタビリティ」。これは「準拠性」をめぐるアカウンタビリティとも呼び、本来は行政の活動内容に踏み込んだ、つまり政策やプログラムが期待した効果をあげたかどうかを問う評価(すなわちプログラム評価)をすべきであるが、しかしこのプログラム評価は当時方法論も確立せず、手法も洗練されておらず、しかもノウハウを持った人間もいなかったので、その代用としてこうしたプロセス・アカウンタビリティの考えに基づいた準拠性監査が使用されていた。

しかし、社会が複雑化し、国民のニーズも多様化するにしたがって、こうした伝統的な監査を会計検査でカバーする二つのアカウンタビリティだけでは足りなくなってきた。国民、そしてその代表である議員は「政府活動は期待した通りの結果を生み出したのか」という、program accountability を求めるようになったのである。(山谷、1997、70-71頁)

従来は限定的に法的責任や会計責任を意味して静態的な制度論の中で使われてきたこの言葉が、その概念の内容を拡大しながらさまざまな意味合いを含むようになってきたのである。それはこれまで述べてきたように、政府活動の実現すべき価値が単に合法性や合規性に限られなくなり、業績とか有効性を追求できる手法が求められ、開発されると共に、この手法によって確保されるアカウンタビリティの意味する内容もまた拡大したのである。それは逆に言えば、有効性や業績を追求できる手法の導入に促されて、アカウンタビリティもまた概念の内容を拡大しはじめたとも言えるであろう。(Mosher, 1979; 吉江、1990; 山谷、1997、187-188頁)

簡単に言うと、本来的にアカウンタビリティは金銭 の出し入れが適切に行われているのかに関する「財政 上のアカウンタビリティ(会計責任と同義と考えられ る)」として出発したが、それが金銭的出し入れに限 定されず、行政活動が恣意的に行われていないか、その合法規性に対する責任としての「プロセス・アカウンタビリティ」に発展した。しかし、いつしか行政活動を法規に合致させること自体が目的化してしまい、行政活動の効率性が問題視されるに至り、行政活動の効率化や事前に設定した成果目標を達成したかどうかについて負う責任である「プログラム・アカウンタビリティ(成果主義的アカウンタビリティ、経営責任、結果責任と同義)」に発展したということであろう。

プロセス・アカウンタビリティからプログラム・ア カウンタビリティへの発展について、山谷(1997)は 次のような例を提示して説明している。まず、投入 された金銭、使用された資材・時間・職員数などか ら成る「インプット (input)」、サービスの顧客に提 供された物や金銭等のサービス量及び提供した回数 などを「アウトプット(output)」、サービスを提供す ることによって発生した成果、結果、効果、インパク トを「アウトカム (outcome)」とする3要素を提示し たうえで、マネジメントの方法には「過程志向型管 理(process-oriented management)」と「結果志向型管 理 (result-oriented management)」という考え方がある とする。従来の過程志向型管理においては、管理者は インプットとアウトプットにしか関心を持たなかった。 つまり、インプットとして資源がいくら投入され、そ れによってどの程度の数量の生産物(アウトプット) が発生しているのかということに主たる関心を抱きな がら、その「生産工程」の管理をしていたようなもの であった。また、社会の側もそれで十分満足だったの であり、ここでは管理者はこうした仕事の結果として 出てきた成果(アウトカム)や、それが目標達成にど の程度貢献したのか、ということについてはそれほど 関心を持っていなかったし、そうした責任を問われる こともなかった。しかし、例えば病院や老人介護施設 の建設に関連して、それら施設を建設するための資源 たるインプットとどのような施設が出来上がったのか というアウトプットのみに関心をおいていては、そも そもの病院や老人介護施設建設の目的である住民の健 康維持や老人福祉を達成できているかはわからない。 それら施設が建設された成果としてどれほど住民の健 康維持や老人福祉が充実されたのかというアウトカム に、むしろ関心を注がなければならない、ということ である。こう考えると、プロセスではなくあくまでも 結果を重視したアカウンタビリティ論というものも、 肯定的に捉えられることになろう。

但し、あくまでこれらは一般行政の分野で発展して

きたアカウンタビリティ論であり、教育に焦点を当てた場合、成果にのみ着目するアカウンタビリティ論はどのようになるのであろうか。教育(行政)に成果主義的アカウンタビリティを導入する傾向に関して、木岡(2003)は次のように述べている。

これまでの日本の教育行政は、諸基準を精緻にしてその 基準遵守を厳格に求める過程の管理、「事前の評価」を 重視してきた。制度依存は基準遵守と表裏の関係にあっ たといえる。…(中略)今日の教育改革では、そうした 仕組みからの転換が図られ、政府は市場原理を積極的に 導入し、国民・住民の選択を拡大して、その選択指向に 応じる学校に多様性、自主性、自律性を求めている。そ れは、教育行政としては結果の管理へシフトし、「事後 の評価」に重きをおき、自己責任の原則を学校にも適用 することを意味する。<sup>2)</sup> (126頁)。

より具体的に、上述の学力問題に関連させて言えば、 教育における成果主義的アカウンタビリティの必要性 は次のように説明されるだろう。即ち、教員の教育活 動、特に授業実践における合法規性の基準は学習指導 要領であり、検定済み教科書になる。そして、学習指 導要領に沿って、検定済み教科書を使って授業をして いるのだから、成果としての子どもの学力がどうなる のかはわかりませんよ、ということになると、プロセ ス・アカウンタビリティへの批判と同様の批判が提起 される。そして、学習指導要領に則って授業を行うこ とは当然のこととして、そこでの成果、つまり子ども の学力がどれだけ向上したのかについて責任を負うべ きであるという結果責任の論理が正当性を得ることと なる。その意味では、結果責任としてのアカウンタビ リティ論を教育の世界に持ち込むことにも一定の意義 がある。

他方、上述したとおり、子どもの学力は教員の授業 実践によってのみ規定されるものではなく、子ども自 身のやる気や努力、保護者の社会経済的地位あるいは 文化資本、居住する地域の文化や環境など、多様な 要素によって構成されていると考えられる。もちろん、 教員が日々自らの実践を見直し、改善していく取組み は不可欠である。しかしこのように考えると、教員や 学校が負う子どもの学力に関するアカウンタビリティ が、例えば学力テストで子どもがどれだけの成績を挙 げたのかに矮小化される可能性があり、そこでは教員 が日々どれだけ努力していたのかは問われない、とい うことになる。そうなると、教員のモティベーション が低下したり、あるいはテストに出ることを中心に 日々の授業実践を行うことになり、カリキュラムの矮 小化につながる恐れもある。つまり、合法規性のみを 重視するプロセス・アカウンタビリティは批判される べきではあるが、成果のみを重視し、その成果に至る までの日々の教員の努力といったプロセスを無視する 成果主義的アカウンタビリティ論もまた、少なくとも ある成果を達成した要因を特定することが困難な領域、 たとえば教育、では批判されるべきだろう。「いつア カウンタビリティを果たすのか?」という視点と関連 させて言えば、成果のみでもなくプロセスのみでもな く、プロセスと成果の関連性を明確化した上で、両者 のバランスをとって評価していくことが求められるだ ろう。

## (2) どの程度のアカウンタビリティを負うのか?

この点に関してワグナー (Wagner, 1989) は、果 たされるべきアカウンタビリティのレベルを叙述 (description)、説明 (explanation)、正当化 (justification) の3つに分類している。例えば、学校での年間行事予 定を学校だよりなどを通して知らせる場合、単にその 予定を通知すること自体は叙述に留まる。それが、行 う予定となっている行事についての何らかの理由ある いはより細かい情報を提供することによって、そこで のアカウンタビリティは説明のレベルに達する。そし て最も高度なアカウンタビリティとされる正当化のレ ベルにおいては、叙述や説明に留まらず、なぜそのよ うなプログラムや行事を学校が子どもに提供すること が適切なのかについて関係者を納得させる理由づけが 要求される。「正当化」という日本語自体はあまり肯 定的なニュアンスで使われる用語ではないが、要する に学校の教育活動に関して保護者等に納得してもらえ るように細かい理由を提示しながら説明することを意 味している。

さてそれでは、学校での教育活動においては、どのレベルのアカウンタビリティが期待されているのだろうか。アカウンタビリティとは、上述の通りそもそも会計学の分野で使われていた概念と考えられているが、それが教育を含む公的部門にも適用されるようになってきた。その公的部門にも様々な領域があり、その領域ごとに要求されるアカウンタビリティのレベルは異なってくるものと考えられるが、最高のレベルのアカウンタビリティである正当化責任を負うのは、特殊な知識や専門性を要求される領域とされる。例えば直接的に人間の命を扱う医師には、その治療の在り方や理由について、自らの医療実践を常に正当化できるようにしておく必要があるだろう。それでは、教員はどうだろうか。教員に教育の専門家としての高度の専門性

が要求されることは、教職自体の性質に照らして、あ るいはILO・UNESCO による「教員の地位に関する 勧告」において、「教育の仕事は専門職とみなされる べきである。この職業は厳しい、継続的な研究を経て 獲得され、維持される専門的知識及び特別な技術を教 員に要求する公共的業務の一種である」と述べられて いることからも、明らかであろう。但し、教員の職務 は、日ごろの授業実践から生活指導、部活動の指導、 その他の校務分掌業務、保護者・地域住民への対応な ど、多岐にわたる。その中では、教員に要求される専 門性にも差があるだろう。例えば授業実践は教員の専 門性をもっとも発揮すべき事項であるが、他方部活動 の指導においては、教員数の減少から必ずしも自分が 得意としていない部活動の顧問となるケースも少なく ないという現状に鑑みると、授業と同等のレベルでの 専門性を要求することはできないだろう。これは個々 の教員あるいは学校のアカウンタビリティ問題という よりも、教員採用や配置に関する教育委員会のアカウ ンタビリティとより関連するものと思われる。つまり、 教職というものが高度な専門性を要求されるというこ とを前提としながらも、どの事項についてどの程度の 専門性を発揮することが求められるのかということと 関連させながら、果たされるべきアカウンタビリティ のレベルは個別具体的なケースに則して判断されなけ ればならないだろう (Wagner, 1989)。

#### (3) 誰がアカウンタビリティを負うのか?

この問いに対して最も簡潔に答えるとすれば、それ は学校ということになる。水本(2000)は、アカウン タビリティ論において責任の主体となるのは組織であ り、個人ではないこと、たとえ実際に責任を問われる のが校長や特定の教員であっても、それは個人として ではなく組織を代表する者あるいは組織の成員として である、と指摘している。但しここでは、次の諸点に 留意する必要があるだろう。即ち、例えば、教員が教 室で授業を行う際、そこでの活動に関するアカウンタ ビリティは、第一義的には教員にあるものと思われ る。しかし授業計画や授業方法について学校全体での 取組みがある場合、個々の教員の実践には学校組織全 体が影響を及ぼしていることになる。この場合、第一 義的にアカウンタビリティは教員にあるものの、それ は究極的には学校全体で担われているとするのが適切 であろう。また、学校における最終的意思決定権者 が校長である場合、アカウンタビリティを果たす際 には校長が前面に立つことになるが、学校が本来的に 「緩やかに結合した (loosely coupled) 組織」(Weick, 1979) であることを考えると、校長だけでアカウンタ ビリティを果たせるものでもない。更には、文部科学 省など国の教育行政機関や教育委員会など地方教育行 政機関が各学校のあり方や各教員の実践を大きく制約 している場合、学校のみにアカウンタビリティを負わ せることはできないだろう。この場合は、文部科学省 や教育委員会と学校が共同してアカウンタビリティを 負っていると考える方が適切である。つまり、「個々 のアカウンタビリティ (individual accountability)」 と「共同のアカウンタビリティ (group/united/shared accountability)」の違いを考慮に入れる必要があるの である (Leithwood et al., 1999)。そこでは、各教員の 実践を対象とすると、教員個々人のアカウンタビリ ティが前者であり、これを学校全体の責任と捉えるの が後者である。あるいは、個々の学校の取組みに焦点 を当てれば、各学校の責任が前者であり、文部科学省 や教育委員会、各学校が共有しているアカウンタビリ ティが後者である。

個々のアカウンタビリティと共同のアカウンタビリティを考える際に留意すべき点は、個々の教員や学校がどの程度の権限や自律性を付与されており、どの程度のアカウンタビリティを果たすことが求められるのか、ということである。つまり、教員の自律性が極めて制約されているような状況で教員個々のアカウンタビリティを学校全体での共同のアカウンタビリティより重視することは、権限と責任の所在が一致しない。また、中央集権化された教育システムの中で、学校の裁量権限が極めて限定されているような場合、各学校のアカウンタビリティを文部科学省や教育委員会のそれよりも重視するというのも、論理矛盾である。簡単に言うと、権限・自律性のないところに責任はない、権限と責任の所在は合致していなければならない、ということである。

また、家庭との関係においては、保護者による家庭教育が教員の実践とは直接的には関係ないところで、子どもの学校生活に影響を及ぼしているという点も留意する必要がある。つまり、基本的な生活習慣を家庭でしっかりと教えているのか、朝食を食べていないため空腹になり授業に集中できないようなことはないか、家庭で宿題をしっかりとみてやっているか、授業を支障なく行えるようなしつけを家庭で行っているかなどは、教員が日々の教育実践を通してアカウンタビリティを果たすための前提条件を構成しているということが言えるだろう。つまり、教員がアカウンタビリティを果たすためには、保護者・家庭がその前提条件

を満たすことを通してアカウンタビリティを果たすことが求められるということになる。このように、異なる当事者が相互的に果たすことが期待されるアカウンタビリティを、ライチュ(Laitsch, 2005)は「相互的アカウンタビリティ(reciprocal accountability)」と呼んでいる。

#### (4) 誰に対してアカウンタビリティを負うのか?

この点についてワグナー (Wagner, 1989) は、適格性 (entitlement) という概念を提示する。つまり、学校にアカウンタビリティを求める場合、求める側に「正当な利益 (legitimate interests)」がなければならず、その場合にはじめてアカウンタビリティを果たされることについて「資格がある (entitled)」ということになる。

ところで、学校は 誰に対してアカウンタビリティ を負うのかというと、まずその学校で教育を受けてい る子ども及びその保護者があげられるだろう。但しこ の際も、問題を個別に見ていく必要がある。例えば、 何らかの事件が起こったとして、学校がアカウンタビ リティを果たさなければならないのは、第一義的には その個別の事件の当事者である子ども・保護者である。 しかし、当事者の子どもや保護者のみではなく、そう いった事件が起こってしまった学校に通う子どもや その保護者に対してもアカウンタブルである必要があ る。また、アカウンタビリティの受け手としては、地 域住民や、より一般的には公立学校が税金で運営され ている場合の納税者があげられる。例えば、地域住民 を巻き込んでの問題が生じた場合、学校は地域住民に 対するアカウンタビリティというものも負うことにな る。ただし、そういった個別具体的な事項に対してで はなく、日常の学校の教育活動について学校が納税者 や一般住民に負うアカウンタビリティのレベルは、当 事者たる子どもや保護者と比べて低いものとなるとい うことはいえるだろう。それは、当事者たる子どもや その保護者は日常の学校の教育活動に「直接かつ正当 な利益(direct and legitimate interests)」を常に有する 反面、納税者や一般住民の有する利益はその直接性と いう点で後退せざるを得ないからである。だからこそ リースウッド他(Leithwood et al, 1999)はこの問題に ついて「適格性」の審査の重要性を指摘するのである (Wagner, 1989).

また、学校も教育行政機関のひとつであるということを考慮に入れると、行政システムの中でのアカウンタビリティというものも検討する必要がある。この点に関して水本(2000)は、「責任を問う主体は組織

を管理するものではなく、組織に資源を提供している 者や、組織活動の成果を受け取る立場にある者である。 (中略)経営の成果に直接・間接に利害関係をもつ者 が責任を問う主体となるのである」(59頁)と述べて いる。つまり、学校という組織を管理する立場にある 教育委員会は学校のアカウンタビリティの受け手とは ならない、ということになる。しかし、財政面や人事 面、カリキュラム面などあらゆる部分で教育委員会は 学校に対し何らかの枠組みを設定し、その枠組みの中 でのみ学校は教育活動を行えるということは事実であ る。そうならば、その枠組みの中でどのような実践を 行い、どのような効果を挙げているのかについて、シ ステム上学校は教育委員会に対しても説明し、納得を 得るよう努める必要はあるだろう。つまりその意味で、 学校が教育委員会に対してアカウンタビリティを負っ ているということは、否定できないものと思われる。

また各学校においても、校長の学校経営方針や指揮 監督の下、教員は教育活動を行っている。つまり、教 員の教育活動も一定程度校長によって枠付けされざる を得ない。そういう意味では、教員は校長に対してア カウンタビリティを果たすことが求められるというこ とも、学校を組織として考えた場合、否定できないだ ろう。

但し、アカウンタビリティとは学校が教育委員会に 対し、教員が校長に対し、上向きかつ一方的に負うべ きものでもない。相互的アカウンタビリティの観点か ら見ると、教育委員会が設定した枠組みに校長が、校 長が設定した枠組みに教員が拘束される限り、教育委 員会は校長や教員に、校長は教員に対して、その枠組 みの正当性について説明し、納得を得る必要がある、 ということも指摘されるだろう。なぜなら、教員が保 護者や子どもに対してアカウンタビリティを果たすた めの様々な活動が教育委員会や校長によって方向付け られている限り、教育委員会や校長が教員に対するア カウンタビリティを果たさずに、教員にアカウンタビ リティを押し付けることはできないものと考えられる からである。特にこの下向きのアカウンタビリティの 重要性を指摘するのが、碓氷 (2001) である。上述の 通り、碓氷は真の平等と自由を実現するためにアカウ ンタビリティが存在すると考えているが、「力の行使 によって影響を受ける者との関係で、力の行使者がそ の力の行使によって影響を受ける者にその正当性を説 明しなければならない責任がある」(47頁)と述べて いる。そして力を行使する者と行使される者の間に そのような関係性があるとき、「真の民主主義」が実 現する、と主張している。碓氷は例として、企業にお いては上司と部下が存在し、その意味では両者は形式 的には平等ではないが、人事異動において、上司はそ の異動の正当性を異動させられる者に対し説明する責 任を有する、つまりアカウンタビリティを負うという。 そしてそのことによって、両者の間に実質的な平等を 実現することができる、と説明している。確かに、正 当な理由のない左遷や解雇は違法と認定される場合も あり、碓氷の主張は一定の理解を得られるだろう。こ れを教育での関係に敷衍させると、校長は教員との関 係で力を行使する立場であり、教員は力を行使される 立場にある。教育委員会は校長や教員に対し力を行使 する立場であり、校長や教員は力を行使される立場に なる。つまり、碓氷の理論に基づくと、「民主的な教 育」を実現するためには、教育委員会が校長あるいは 教員に対して、校長が教員に対してアカウンタビリ ティを負わなければならない、ということになる。つ まり、ここでのアカウンタビリティ関係は相互的なも のである、ということである。

## (5) 何に関してアカウンタビリティを負うのか?

この点に関して水本(2000)は、アカウンタビリティを「教育活動の成果に関して、子どもや親・地域住民あるいは社会全体に対して、学校が組織として負う経営的責任である」(59頁)とした上で、その場合の「成果」は非常に曖昧なものであると指摘して、次のように述べている。

たとえば、教育活動の成果とは何か、基礎学力か。では基礎学力とは何か。「生きる力」か。もっとわけがわからない。成果があがったということはどういうことか。国歌を歌えるようになることか。そうではないという人もいる。また、責任を問う主体がさまざまだとすると、いったい誰の利益を優先すべきか。児童の権利条約によれば子ども自身の利益が最優先されなくてはならない。では、子ども自身の利益は誰が判断するのか。それも子ども自身か。親か。子ども自身の利益の次に優先されなくてはならないのは、誰の利益か。このような優先順位を誰がどのようにして決めるのか。(60頁)

水本はこのような問いに対する答えは、「学問的な 探求によって解答を出すことのできる問いではなく、 具体的な活動のなかで社会的に解答をつくり続けなく てはならない実践的、より厳密にいえば政治的問い」 (60頁) であると述べている。水本が言うとおり、確 かに「学校は何に関してアカウンタビリティを負って いるのか」という問いはあまりにも漠然としている。

それは、学校に対する要求が複雑かつ多様化している 現状においては、より曖昧とならざるを得ない。でき るとすれば例示列挙くらいで、限定列挙することは極 めて困難であろう。但し、包括的に「その学校全体 の有効性 (efficacy)」である、ということはできるだ ろう。その上で、個別具体的なケースごとにその内容 を吟味していくことになろう。たとえば、子どもの学 力ということになれば、その場合の学力は基礎基本を 意味するのか、「生きる力」を意味するのか。通常の ペーパーテストで測るとすれば、「生きる力」よりは 「基礎基本学力」を意味しているといえるだろう。そ して子どもの成績を左右する要素それぞれとその相互 関係について考察する。たとえば、教員の授業実践は どうか、専門性を高めるための同僚教員との連携・協 働はとれているのか、家庭との連携はどうか、などで ある。但し、上述したとおり、子どもの学力に家庭の 事情が大きく影響していることから考えると、子ども の成績に関するアカウンタビリティを成果としてそれ のみに特化して考えることは、適切ではない。子ども の成績を向上させるために、教員は日常どのような活 動をしているのか、ということがここでの「学校は何 に関してアカウンタビリティを負っているのか」とい うことの中心的な論点となるべきだろう。これは成果 を問わないということを意味するわけではないが、成 果にのみ焦点を当てることは、教員の日々の努力とい う、最も重要な事項に目を塞ぐことになりかねないか らである。そしてこのロジックは、子どもの人間的発 達など学力向上以外の事項にも当てはまると考えられ る。つまりこの問いは、学校教育が担っている社会的 機能それぞれとの関連の中で個別に検討していくべき ものと考えられる<sup>3)</sup>。

但し、この視点はアカウンタビリティの対象を「成果」と見るのか、それとも「プロセス」とみるのかの 論点を含むものなので、「いつアカウンタビリティを 果たすのか」という視点と重なる部分がある。

(6) どのようにしてアカウンタビリティを果たすのか? 上述の通り、学校への要求が複雑多様化・肥大化し ている現状において、学校が果たすことが期待されて いるアカウンタビリティの内容は多岐に渡る。学力、 いじめ、不登校、IT 教育、学校安全、最近では食育 なども学校で行うことが求められている。「どのよう にしてアカウンタビリティを果たすのか」という観点 からは、「何に関してアカウンタビリティを負うのか」 という問いの中で個別に戦略として練り上げていく必 要がある。例えば、学力向上に関して言えば、教員の 授業実践の見直しや毎朝のドリルワーク、また全国統 一の学力テストも同一線上にあるだろう。いじめ問題 に関して言えば、広い意味での人権教育やいじめの原 因を取り除くための活動、あるいはいじめの根を早い 段階で摘み取るための体制づくりなどが挙げられよう。 学校事故に関しては、日ごろの学校設備の安全確保や 事故発生時の早期対応のための教員間での合意を作っ ておくことなどが挙げられる。より広く、教員がより よい教育実践を行うという観点からは、現在では教員 評価や免許更新制が最も注目を集めている取組みであ ろうし、学校全体の有効性を確保するという意味では、 学校評価が広く実施されている。つまり、果たされる べきアカウンタビリティとその方法、換言すれば目的 と手段の関連性を明確にしたうえで、様々な取組みを 行っていく、ということになる。逆に言えば、目的と 手段が合致していない政策は、たとえどんなに大掛か りなものであっても、その効果はあまり期待できない、 ということがいえるだろう。

#### 3. まとめ

以上、「教育におけるアカウンタビリティ」概念を 構成する諸要素を個別に見てきた。一口に「学校のア カウンタビリティを高める」と言っても、そこではア カウンタビリティを果たすべき事項によってその程度 は異なってくるし、アカウンタビリティを果たす主体 も、教育委員会と学校の権限・責任関係といった制度 設計全体の中で個別に見ていく必要がある。アカウン タビリティを果たす主体と果たされる対象が相互にア カウンタビリティを負う場合もあり、どの時点でアカ ウンタビリティを果たすことが期待されるのかは、ど のようなアカウンタビリティを果たすことが求められ ているのかと密接に関連する。つまり、アカウンタビ リティという概念は複合的かつ重層的な構造をしてお り、それは公的領域の中でも「子どもの成長」を至上 命題にし、そこでの「成長」が意味するものが多岐に わたり、またその「成長」に影響を及ぼす主体もまた 多様である「教育」という領域においては、より一層 複雑なものとなっているということがいえるだろう。 他方、藤田(2000)は、アカウンタビリティという概 念によって現在のような新自由主義教育改革が進めら れていることに対しては批判的であるが、それは「教 育におけるアカウンタビリティ」という概念そのもの を批判しているわけではない。碓井(2001)が言うよ うに、アカウンタビリティ概念の中には、権限関係の 中で上に立つものが下に位置する者に対して負うべき アカウンタビリティというものもあり、これを実現することによって真の意味での民主主義が達成されるという側面もあるのである。これは、2007年の学校教育法改正に見られるような、副校長や主幹教諭、指導教諭という職制を新たに設置することにより、学校運営組織の構造を、従来の「なべぶた型(単層構造)」から「ピラミッド型(重層構造)」へと転換するような現行改革(平田、2008)に対し、アンチテーゼを投げかけるものである。複雑なのは、その双方が「アカウンタビリティを高める」ことをその主張上の視点の一つにし得るということである。だからこそ、「教育(学校)のアカウンタビリティ」について考える際には、その概念が持つ複雑な構造を解明することから、まず始めなければならないのである。

筆者の今後の課題としては、このような複雑な概念 構造を有する「アカウンタビリティ」の観点から、現 在進行中の教育改革がどのような形でアカウンタビリ ティを果たそうとしているのか、その関係性を明らか にすることが挙げられるが、それは別稿に譲ることと する。

#### 参考文献

- 碓氷悟史(2001)『アカウンタビリティ入門』中央経済社。
- 沖清豪(2002)「イギリスの教育行政機関における公共性-非省庁型公共機関(NDPB)とそのアカウンタビリティー」『教育学研究』第67巻第4号、1-9頁。
- 苅谷剛彦、志水宏吉(2002)『「学力低下」の実態』岩 波ブックレット No. 578。
- 木岡一明 (2003) 『新しい学校評価と組織マネジメント』 第一法規。
- 城繁幸(2004)『内側から見た富士通-「成果主義」 の崩壊-』光文社。
- 高橋伸夫(2004)『虚妄の成果主義-日本型年功制復活のススメ』日経 BP 社。
- 平田淳(2008)「学校の管理と経営」勝野正章、藤本 典裕編『教育行政学(改訂版)』学文社、47-62頁。
- 広田照幸(2005)『教育不信と教育依存の時代』紀伊 國屋書店。
- 藤田英典(2000)「教育政治の新時代-岐路に立つ公教育-」藤田英典、志水宏吉編『変動社会のなかの教育・知識・権力』新曜社、235 260頁。
- 水本徳明(2000)「学校評議員を生かし、学校としての説明責任をどう果たしていくか」『教職研修』2000年5月号、58-62頁。

98

- •山谷清志(1997)『政策評価の理論とその展開-政府の アカウンタビリティー』晃洋書房。
- 吉江勉 (1990)「『業績検査に関する研究報告書』の概要」『会計検査研究』第2号、68 73頁。
- Laitsch, D. (2005). A view from the U. S.: Through the lens of No Child Left Behind. Orbit, 35 (3), 20-22.
- Leithwood, K. et al. (1999). Educational accountability: The state of the art. Gutersloh: Bertelsmann Foundation Publisher.
- Leithwood, K.&Earl, L. (2002). Educational accountability: An international perspective. *Peabody Journal of Education*, 75 (4), 1-18.
- Mann, P. (1991). School boards, accountability and control.
   British *Journal of Educational Studies*. 39 (2), 173-189.
- Mosher, P. (1979) . GAO: A quest of accountability in American government. Westview.
- Wagner, R. B. (1989). Accountability in Education: A Philosophical Inquiry. Routledge: NY.
- Weick, K. E. (1976). Educational organization as loosely coupled systems. Administrative Science Quarterly, 21, 1-19.

本稿は、科学研究費補助金 (若手研究(B)2007-2010 年度「カナダにおける教員評価等教員政策に関する調査研究」) による研究成果の一部である。

- 1 現行改革は新自由主義あるいは「新公共経営(New Public Management: NPM)」の観点から、教育に留まらずあらゆる公的部門に、「一般企業では通常行われている」とされる業績評価・成果主義を採り入れる方向性にある。他方、経営学、経営組織論を専門としている高橋(2004)は、一般企業においてさえ業績主義・成果主義は機能しない、と指摘している。また、城(2004)は、実際に成果主義を導入した富士通は、その成果主義のために組織的に崩壊しつつあることを指摘している。教育の世界に成果主義を採り入れるか否かについて、非常に興味深い示唆である。
- <sup>2</sup> 但し木岡(2003) は、これまで教育行政による「過程 の管理」が非常に強かったため、教員間には学校の慣 習支配やことなかれ主義、行政依存体質が強く、自主的・ 自律的に学校運営を行っていくだけの主体性は成熟し ていない、と指摘する。このような傾向を、木岡は「飼 いならされた主体性」と呼んでいる。
- 3 但し、上述の通り社会(保護者)から学校への要求は 肥大化し続ける傾向にあり、「教育依存」(広田、2005) の現状がある。そのような中で学校が全ての要求に応 えることはできないし、また応える必要もないだろう。 しかしそれはアカウンタビリティを放棄しているとい うことを意味するのではなく、「学校が本来担うべき役 割は何で、家庭や地域が担うべき役割は何か」を明確 にすべきである、ということである。これは、アカウ ンタビリティとは別の問題として議論する必要がある。

(2008. 7.18 受理)